

県内市町給与・定員管理の状況について

香川県政策部自治振興課

行政・公務員グループ

令和6年3月

1 市町の給与の状況について

地方公務員の給与の状況については、総務省が毎年4月1日現在の全地方公共団体における地方公務員の給与に関する実態調査（「地方公務員給与実態調査」）を行っており、令和5年4月1日現在の県内市町の状況をとりとまとめたので、公表します。

なお、地方公務員法第58条の2に基づく人事行政の運営等の状況の公表や各市町のホームページに掲載されている「地方公共団体給与情報等公表システム」においても、給与の状況について公表されています。

（県のホームページ（https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir8/dir8_9/dir8_9_2/wwgh4y161226153548.shtml）でリンクを行っています。）

ポイント

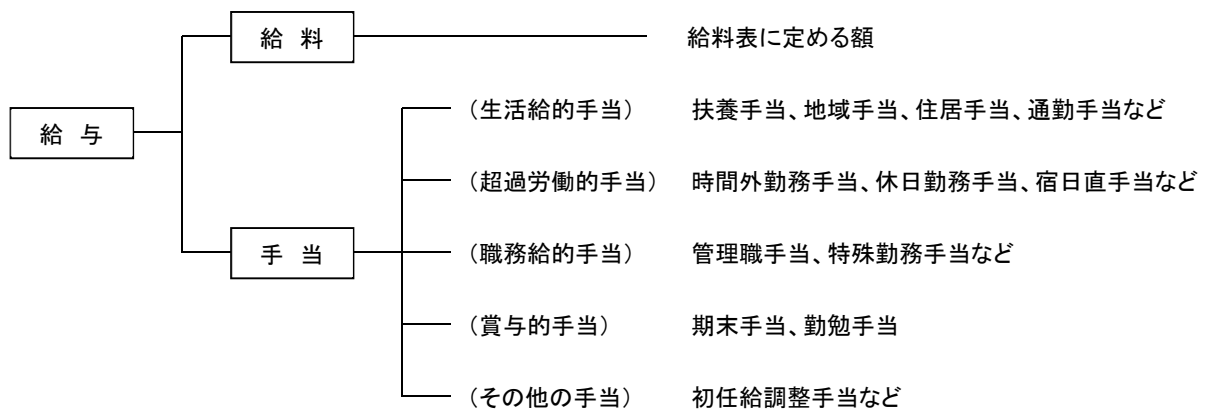
国より行政職給料表の号級数が多い団体は14団体
→② 給料表の状況（一般行政職）

（均衡の原則）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

（地方公務員法第24条第2項）

【参考】職員の給与体系



① 職員数、平均給料月額、平均給与月額、平均経験年数、平均年齢の状況

①-1 一般行政職の状況

市町名	職員数		平均給料 月 額 (円)	平均給与 月 額 (円)	平均経験 年 数	平均年齢
	(人)	うち再任用 職 員 (人)				
高 松 市	1,511	80	315,833	414,149	19.5 年	41.9 歳
丸 亀 市	433	20	316,088	388,899	20.4 年	42.9 歳
坂 出 市	292	9	305,331	387,187	18.1 年	40.8 歳
善 通 寺 市	153	11	317,350	387,651	20.5 年	43.4 歳
観 音 寺 市	268	9	309,691	364,352	19.3 年	41.8 歳
さ ぬ き 市	235	2	335,952	441,021	22.0 年	44.2 歳
東かがわ市	178		323,947	383,275	20.8 年	43.2 歳
三 豊 市	360	19	311,655	356,675	19.6 年	42.6 歳
土 庄 町	95	4	296,044	398,881	18.4 年	40.8 歳
小豆島町	121	10	305,264	363,690	19.9 年	43.2 歳
三 木 町	135	3	298,416	362,014	16.2 年	40.2 歳
直 島 町	43	1	317,042	428,379	20.4 年	42.4 歳
宇多津町	71	3	302,982	365,922	18.6 年	42.1 歳
綾 川 町	112		312,529	356,433	19.1 年	42.1 歳
琴 平 町	74	4	306,151	344,775	20.6 年	43.3 歳
多度津町	112	3	300,902	355,980	17.4 年	39.8 歳
まんのう町	122	10	322,748	365,364	22.6 年	45.2 歳

※1 平均給料月額及び平均給与月額は、令和5年4月分である。

※2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当（扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等）の額を合計したものである。

※3 平均経験年数及び平均年齢は、10進法で表している。

①-2 技能労務職の状況

市町名	職員数 (人)	うち再任用 職員 (人)	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均経験 年 数	平均年齢
			(円)	(円)		
高 松 市	336	15	335,563	392,176	30.2 年	48.9 歳
丸 亀 市	102	14	324,360	362,557	28.2 年	48.3 歳
坂 出 市	28	7	292,011	345,753	27.9 年	49.7 歳
善 通 寺 市	—	—	—	—	—	—
観 音 寺 市	18	11	276,411	302,110	37.7 年	58.3 歳
さ ぬ き 市	9	2	305,856	325,634	24.5 年	55.7 歳
東かがわ市	7	—	322,129	342,858	29.7 年	59.0 歳
三 豊 市	40	13	306,713	316,314	34.2 年	57.1 歳
土 庄 町	9	2	244,378	306,653	28.1 年	51.6 歳
小豆島町	28	—	264,096	299,671	20.6 年	44.0 歳
三 木 町	7	—	235,557	259,044	17.2 年	50.1 歳
直 島 町	—	—	—	—	—	—
宇多津町	18	—	320,078	339,084	26.0 年	46.3 歳
綾 川 町	—	—	—	—	—	—
琴 平 町	8	—	293,325	322,163	31.7 年	50.2 歳
多 度 津 町	4	1	303,225	340,800	34.0 年	53.8 歳
まんのう町	7	—	348,429	366,128	34.1 年	52.3 歳

※1 平均給料月額及び平均給与月額は、令和5年4月分である。

※2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当（扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等）の額を合計したものである。

※3 平均経験年数及び平均年齢は、10進法で表している。

② 給料表の状況（一般行政職）

市町名	給料表の構造			
	級数	国と 同じ	国と異なる	
				備考
高松市	9		○	継足：4-31、5-28、6-4、7-16、8-24
丸亀市	8		○	継足：4-25、5-27、6-28、7-44、8-32
坂出市	8		○	継足：4-32、5-28、6-8、7-16、8-12
善通寺市	7		○	継足：4-32、5-16、6-20、7-16
観音寺市	7		○	継足：1-11、4-27、5-27、6-10
さぬき市	8		○	継足：4-30、5-22、6-10
東かがわ市	7		○	継足：4-19、5-8
三豊市	8		○	継足：4-12、5-8
土庄町	6		○	継足：5-8
小豆島町	6		○	継足：5-8
三木町	6		○	継足：5-8
直島町	6	○		
宇多津町	6	○		
綾川町	6		○	継足：5-8
琴平町	6		○	継足：5-8
多度津町	6	○		
まんのう町	6		○	継足：5-8
合計		3	14	

※継足：国俸給表の最高号俸より高い額を当該市町給料表の最高号給としているもの。

（例：国俸給表1級の最高号俸である93号俸と同額が当該市町給料表の1級93号給で、当該市町給料表1級の最高号給が105号給であるもの→1-12と表記する。）

③ 手当の状況（住居手当、通勤手当、特殊勤務手当）

③-1 住居手当の状況

市町名	住 居 手 当		
	借家・借間		自宅
	支給上限額が 国以下	支給上限額が 国より高い	国と同じ (廃止)
高 松 市	○		○
丸 亀 市	○		○
坂 出 市		○	○
善 通 寺 市	○		○
観 音 寺 市	○		○
さ ぬ き 市	○		○
東 か が わ 市	○		○
三 豊 市	○		○
土 庄 町	○		○
小 豆 島 町	○		○
三 木 町	○		○
直 島 町	○		○
宇 多 津 町	○		○
綾 川 町	○		○
琴 平 町	○		○
多 度 津 町	○		○
ま ん の う 町	○		○
合 計	16	1	17

③-2 通勤手当の状況

市町名	通 勤 手 当							
	交通機関利用者			自動車等使用者				
	国と 同じ	国と異なる		国と 同じ	国と異なる			
			運賃相当額 上限なし		支給額高 (※1)	距離区分が異なる(※2)	その他 (※3)	
高 松 市		○	○		○	○		
丸 亀 市	○				○	○		
坂 出 市	○				○	○		
善 通 寺 市	○				○	○		
観 音 寺 市	○				○	○		
さ ぬ き 市	○				○	○		
東かがわ市	○				○	○		
三 豊 市	○				○	○		
土 庄 町	○				○	○	○	○
小豆島町	○				○	○		○
三 木 町	○				○	○		
直 島 町	○				○	○		
宇 多 津 町	○				○	○		
綾 川 町	○				○	○		
琴 平 町	○				○	○		
多 度 津 町	○				○	○		
まんのう町	○				○	○		
合 計	16	1	1	0	17	17	1	2

※1 一部のみ高い場合を含む。

※2 最長区分が国より短いだけのものは除く。

※3 路線バス利用促進の特例

③-3 特殊勤務手当の状況

市町名	特殊勤務手当				
	条例等の名称	A	B	C	計
高松市	高松市職員特殊勤務手当支給規程	6	1	23	30
	高松市病院局企業職員給与規程	4		13	17
	小計	10	1	36	47
丸亀市	丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例	2		11	13
	丸亀市モーターボート競走事業職員の特殊勤務手当に関する規程			1	1
	小計	2		12	14
坂出市	坂出市職員の特殊勤務手当に関する条例	1		9	10
善通寺市	善通寺市職員の特殊勤務手当に関する条例		2	10	12
観音寺市	観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例	1	1	7	9
さぬき市	さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例	1	1	5	7
	さぬき市病院事業職員の給与に関する規程	1		20	21
	小計	2	1	25	28
東かがわ市	東かがわ市職員の特殊勤務手当に関する条例・同規則	2		4	6
三豊市	三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例	2		4	6
土庄町	土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例・同施行規則			5	5
小豆島町	小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例・同施行規則	4		4	8
三木町	職員の特殊勤務手当に関する条例	1			1
直島町	職員の給与に関する条例	2		2	4
宇多津町	宇多津町職員の特殊勤務手当に関する条例	2		4	6
綾川町	綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例	2		10	12
琴平町	職員の特殊勤務手当に関する条例・施行規則	2	1	7	10
多度津町	職員の特殊勤務手当に関する条例・同条例施行規則	1		5	6
	多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例	1		2	3
	小計	2		7	9
まんのう町	まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例・規則	3		6	9
合計		38	6	152	196

※A～Cの内容は以下のとおりである。

- A：国が特殊勤務手当（人事院規則9-30第2条に定める手当をいう。）で措置している勤務と同様の勤務に対して設けている手当
- B：A以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当（国の措置の例：俸給表、俸給の調整額等）
- C：A及びB以外の手当

2 市町の定員管理の状況について

定員管理について

地方公共団体の定員の状況については、総務省が毎年4月1日現在の全国の地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態調査（「定員管理調査」）を行っており、令和5年4月1日現在の県内市町の状況がとりまとまったので、公表します。

地方公共団体は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）において、平成17年度から平成21年度までの行政改革の計画（「集中改革プラン」）を公表すること、特に、定員管理の適正化計画については、平成22年4月1日における数値目標を掲げることが要請されていました。

各団体においては、この数値目標の着実な達成のため、事務事業の見直しや組織の統廃合、民間委託の推進等さまざまな手法により、定員の純減に取り組んできました。

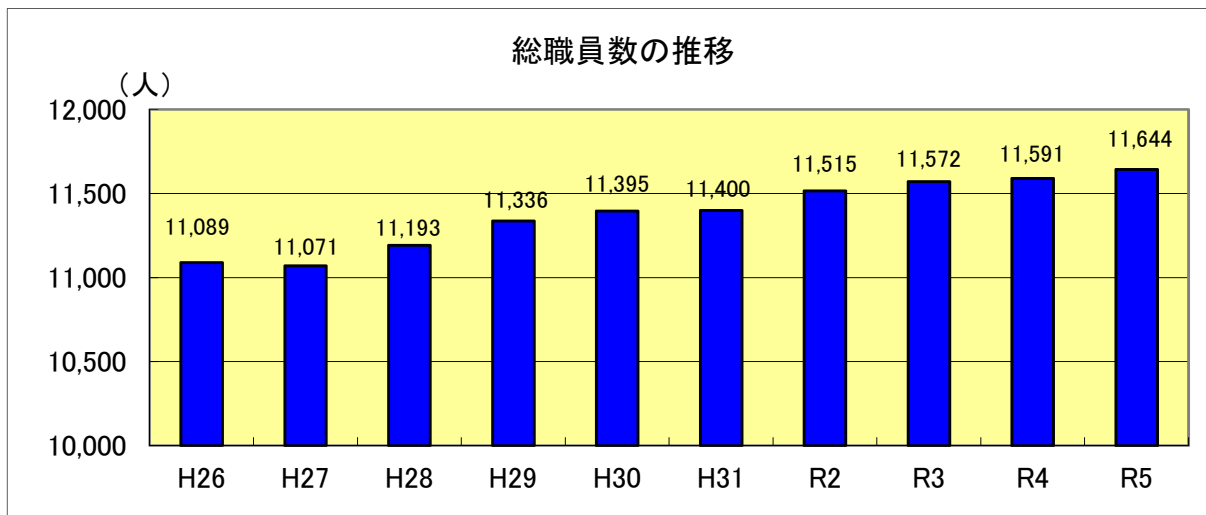
1 総職員数の状況

令和5年4月1日現在における県内市町及び一部事務組合等の総職員数は、11,644人となっており、対前年比で53人の純増となっています。

（単位：人）

区分 年度	市	町	一部事務 組合等	総職員数	対前年 増減数
H26	7,820	1,847	1,422	11,089	25
H27	7,811	1,829	1,431	11,071	△ 18
H28	7,868	1,602	1,723	11,193	122
H29	7,981	1,634	1,721	11,336	143
H30	7,843	1,639	1,913	11,395	59
H31	7,858	1,632	1,910	11,400	5
R2	7,965	1,633	1,917	11,515	115
R3	8,022	1,632	1,918	11,572	57
R4	8,037	1,629	1,925	11,591	19
R5	8,101	1,640	1,903	11,644	53

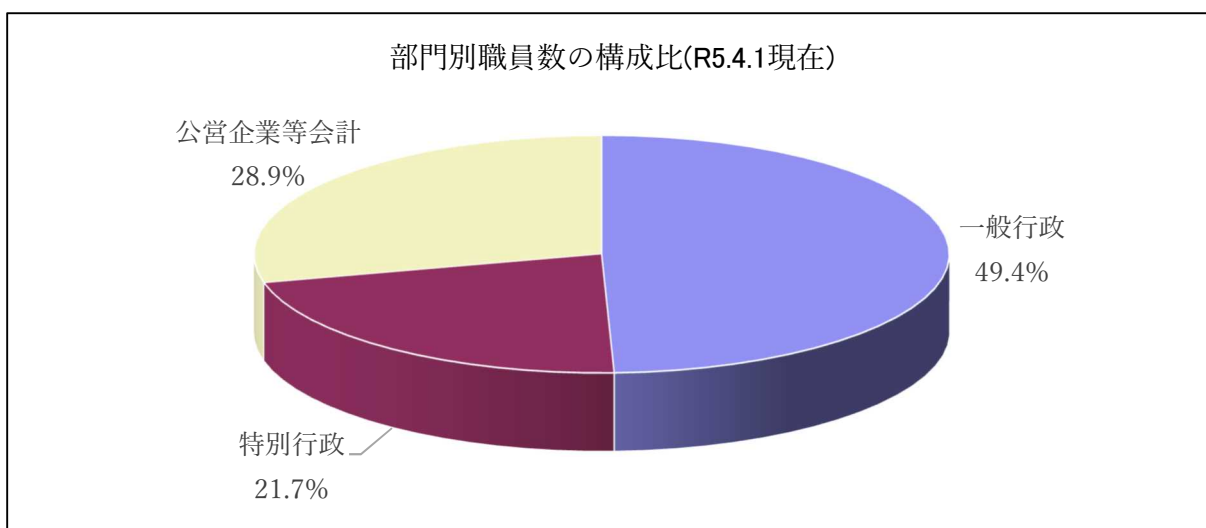
（備考） 職員数は、各年4月1日現在



2 部門別職員数の状況

総職員数を行政部門別にみると、一般行政部門が5,755人で全体の49.4%を占め、特別行政部門が2,524人で21.7%、公営企業等会計部門が3,365人で28.9%となっています。

- ・ 一般行政部門 [議会、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木]
国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門
- ・ 特別行政部門 [教育、消防]
国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門
- ・ 公営企業等会計部門 [病院、水道、交通、下水道、その他]
独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門



3 市町別の職員数の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区分 団体名	一般行政 部門	特別行政 部門	公営企業 等会計部 門	総合計	対昨年 増減数
高松市	2,142	980	684	3,806	56
丸亀市	583	264	112	959	4
坂出市	361	136	324	821	△ 9
善通寺市	165	98	28	291	3
観音寺市	333	91	59	483	5
さぬき市	281	66	334	681	△ 14
東かがわ市	242	26	29	297	1
三豊市	437	159	167	763	18
土庄町	128	17	31	176	3
小豆島町	127	32	63	222	△ 2
三木町	150	44	26	220	5
直島町	61	10	6	77	2
宇多津町	99	15	14	128	△ 3
綾川町	138	22	113	273	△ 1
琴平町	102	11	15	128	4
多度津町	110	62	22	194	△ 2
まんのう町	140	56	26	222	5
市町計	5,599	2,089	2,053	9,741	75
一部事務組合 等計	156	435	1,312	1,903	△ 22
合計	5,755	2,524	3,365	11,644	53

ラスパイレス指数とは・・・

ラスパイレス指数とは、国家公務員の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の一般行政職の給与水準を指します。

【ラスパイレス指数の算出方法】

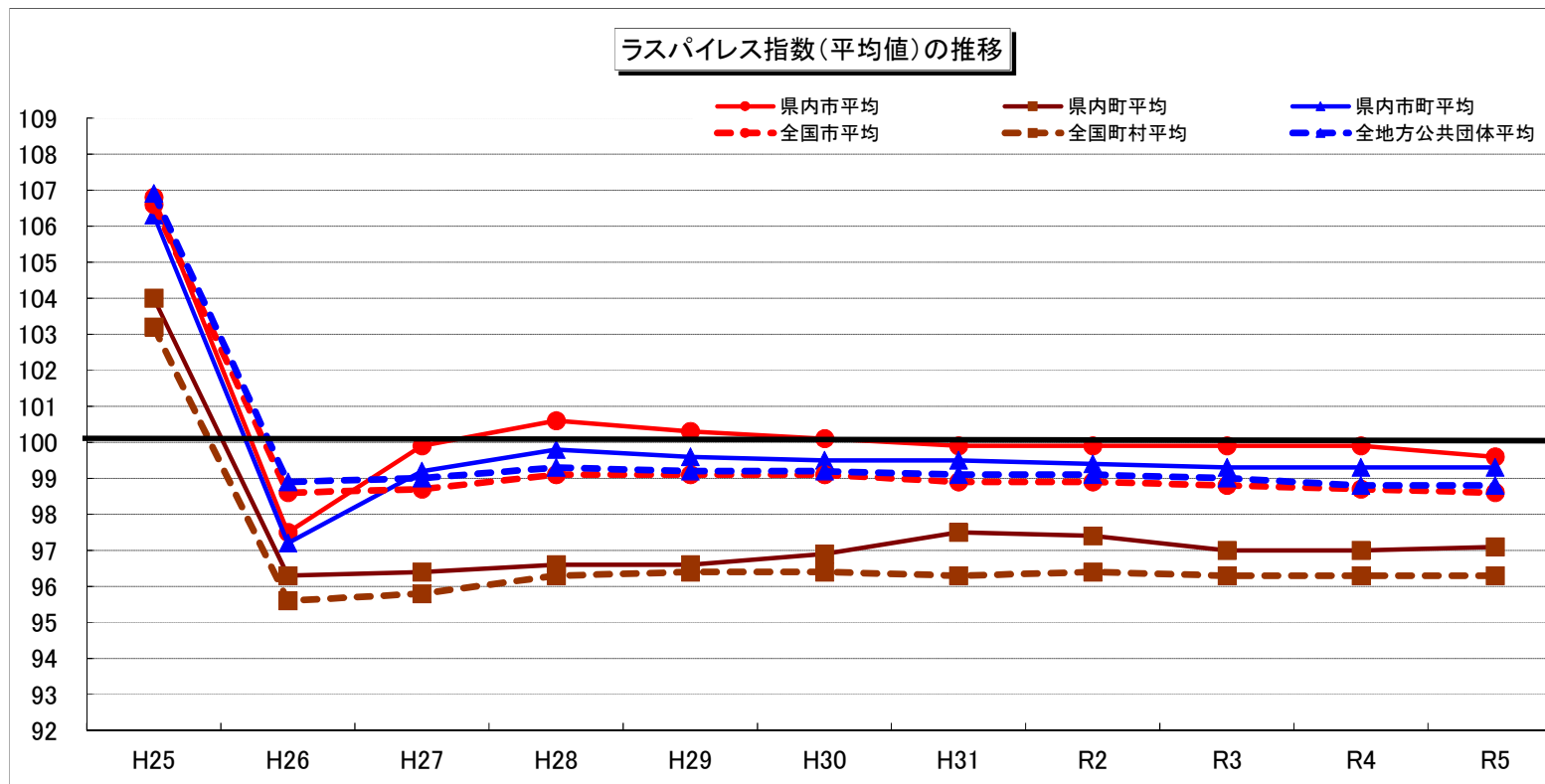
職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除したものとなります。

県内市町のラスパイレス指数等の推移

団体名	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
高松市	101.7	102.1	101.7	101.1	101.0	101.0	100.9	100.7	100.2
丸亀市	101.2	101.4	100.3	99.7	99.7	99.4	99.2	98.5	98.8
坂出市	99.9	101.1	101.0	100.9	100.9	100.0	99.9	99.9	99.8
善通寺市	97.6	98.1	97.8	98.7	98.1	98.5	98.7	98.2	98.4
観音寺市	98.3	100.1	99.9	99.7	99.6	99.4	99.5	99.9	99.5
さぬき市	97.6	99.3	99.0	99.1	99.1	99.4	99.9	99.7	99.8
東かがわ市	96.9	98.1	97.9	98.3	97.4	97.6	97.5	97.8	97.0
三豊市	96.7	97.9	98.5	98.9	98.6	98.8	98.7	98.8	98.7
土庄町	93.6	94.4	92.7	93.4	93.4	94.2	93.6	93.3	94.2
小豆島町	94.8	94.4	94.1	93.2	95.1	94.8	95.9	95.5	95.9
三木町	93.6	92.6	93.8	94.5	95.8	96.2	95.4	96.0	96.7
直島町	97.7	98.7	99.4	99.8	98.7	99.3	98.5	98.4	99.7
宇多津町	96.5	95.6	96.0	95.2	95.5	95.6	95.0	94.7	95.2
綾川町	98.0	98.2	98.5	98.5	98.0	97.9	97.1	96.9	97.5
琴平町	96.4	96.0	95.4	96.1	97.8	96.7	95.6	96.2	96.4
多度津町	97.5	98.0	97.4	99.7	99.8	99.2	98.7	98.9	99.0
まんのう町	97.7	97.9	98.7	98.1	98.4	98.0	97.8	98.0	97.3

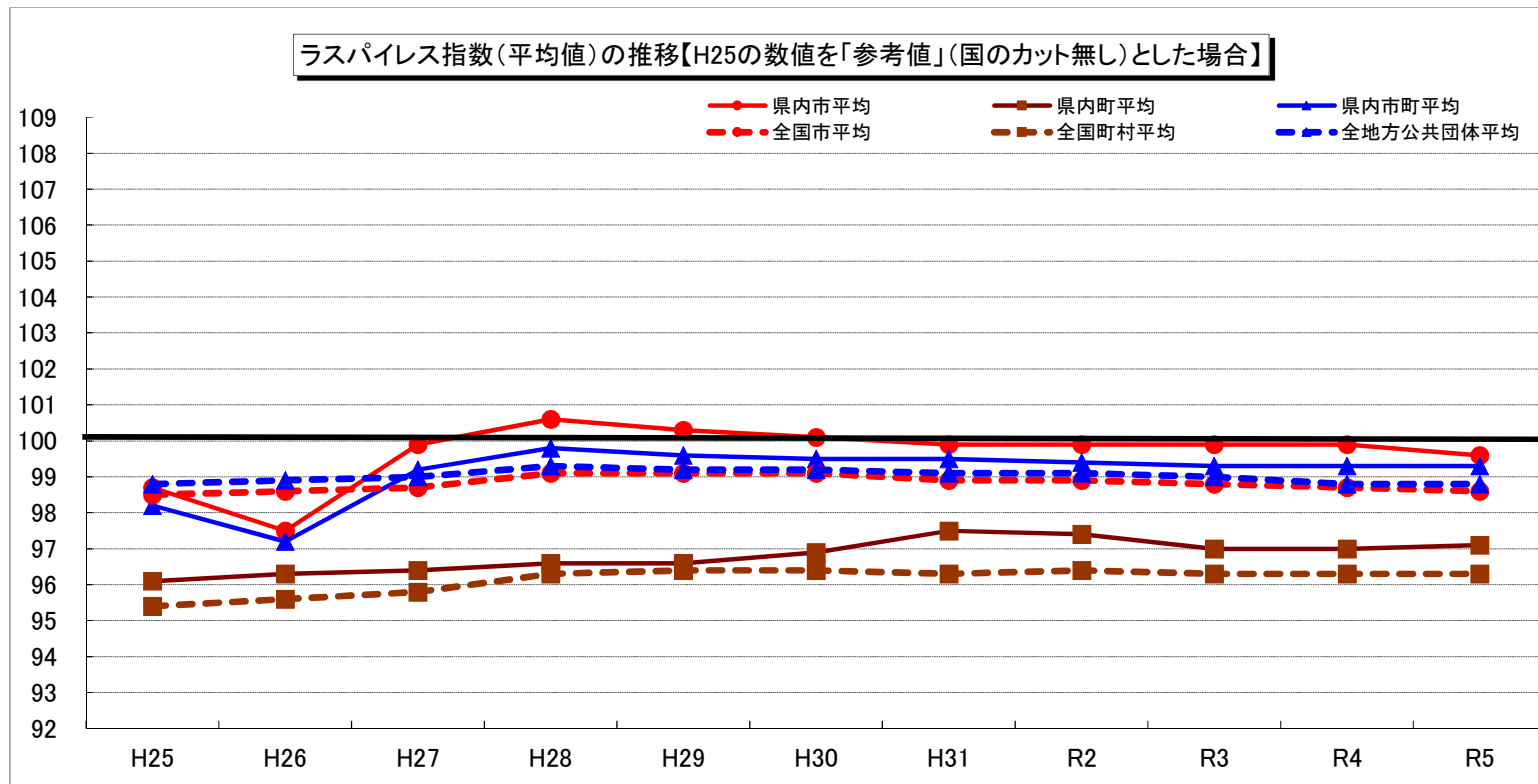
ラスパイレス指数(平均値)の推移

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
県 内 市 平 均	106.8	97.5	99.9	100.6	100.3	100.1	99.9	99.9	99.9	99.9	99.6
県 内 町 平 均	104.0	96.3	96.4	96.6	96.6	96.9	97.5	97.4	97.0	97.0	97.1
県 内 市 町 平 均	106.3	97.2	99.2	99.8	99.6	99.5	99.5	99.4	99.3	99.3	99.3
全 国 市 平 均	106.6	98.6	98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6
全 国 町 村 平 均	103.2	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4	96.3	96.4	96.3	96.3	96.3
全地方公共団体平均	106.9	98.9	99.0	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1	99.0	98.8	98.8



ラスパイレス指数(平均値)の推移【H24,H25の数値を「参考値」(国のカット無し)とした場合】

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
県 内 市 平 均	98.7	97.5	99.9	100.6	100.3	100.1	99.9	99.9	99.9	99.9	99.6
県 内 町 平 均	96.1	96.3	96.4	96.6	96.6	96.9	97.5	97.4	97.0	97.0	97.1
県 内 市 町 平 均	98.2	97.2	99.2	99.8	99.6	99.5	99.5	99.4	99.3	99.3	99.3
全 国 市 平 均	98.5	98.6	98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6
全 国 町 村 平 均	95.4	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4	96.3	96.4	96.3	96.3	96.3
全地方公共団体平均	98.8	98.9	99.0	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1	99.0	98.8	98.8



市町村の総職員数の推移／人口1万人当たりの市町村職員数の推移(県内・全国)

【県内】

(単位:人)

市町名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
市計	7,820	7,811	7,868	7,981	7,843	7,858	7,965	8,022	8,037	8,101
町計	1,847	1,829	1,602	1,634	1,639	1,632	1,633	1,632	1,629	1,640
一組等計	1,422	1,431	1,723	1,721	1,913	1,910	1,917	1,918	1,925	1,903
総合計	11,089	11,071	11,193	11,336	11,395	11,400	11,515	11,572	11,591	11,644
人口	1,010,028	1,005,570	1,002,173	997,811	993,205	987,336	981,280	973,922	964,885	956,787
人口1万人当たり職員数	109.8	110.1	111.7	113.6	114.7	115.5	117.3	118.8	120.1	121.7

【全国】

(単位:人)

総合計	1,243,130	1,238,270	1,236,485	1,354,893	1,350,355	1,349,666	1,359,276	1,368,520	1,368,755	1,371,687
人口	128,438,013	128,226,483	128,066,211	127,907,086	127,707,259	127,443,563	127,138,033	126,654,244	125,927,902	125,416,877
人口1万人当たり職員数	96.8	96.6	96.6	105.9	105.7	105.9	106.9	108.1	108.7	109.4

注1)「市町村」は市(指定都市を含む。)、特別区、町村、一部事務組合等の総称である。

注2)職員数は毎年4月1日現在地方公共団体定員管理調査による。

注3)人口は、各年1月1日現在の住民基本台帳人口による。また、外国人人口を含む。

注4)H29.4.1に県費負担教職員に関する権限が都道府県から指定都市に移譲されたことに伴い、従来、都道府県で計上していた教職員数を指定都市において計上(112,557人)。